

No. 1345 (2026. 3. 3)

米国によるマドゥロ大統領の拘束

—国際法上の主な論点—

はじめに

I マドゥロ大統領の拘束に至る経緯

及び米国の説明

- 1 2025年の主な動き
- 2 「絶対の決意作戦」

II 国際社会の反応

- 1 国連安保理緊急会合で示された主な主張
- 2 各国等により発出された声明

III 国際法上の主な論点

- 1 外国の領域内での執行管轄権の行使
- 2 国家元首の人的免除
- 3 武力行使禁止原則
- 4 国際武力紛争の存否
- 5 不干涉義務
- 6 まとめ

おわりに

キーワード：外国の領域内での執行管轄権の行使、人的免除、武力行使禁止原則、武力紛争法、不干涉義務、国連憲章、慣習国際法、法の支配

- 2026年1月3日、ベネズエラ的首都カラカスで米軍が軍事作戦を実施し、ベネズエラの指導者を拘束したと発表された。「絶対の決意作戦」と名付けられた軍及び法執行機関による合同任務であったという。
- 2026年1月5日に開催された国連安保理緊急会合では、マドゥロ大統領の拘束に関する各国等の見解は分かれた。各国等が発出した声明の例を見ても、米国の行為への評価には触れずに国際法の尊重に言及する例を含め、様々である。
- 米国によるマドゥロ大統領の拘束及びそのための軍事作戦について、本稿で扱う国際法上の論点に関する国際法学者による見解では、米国の説明を肯定する立場からの見解は見当たらなかった。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

外交防衛課 上原 有紀子

はじめに

ドナルド・トランプ (Donald J. Trump) 米大統領は 2026 年 1 月 3 日、同日前夜から未明にかけて南米ベネズエラの首都カラカスにおいて、米軍が「並外れた軍事作戦」 (extraordinary military operation) を実施し、ベネズエラの指導者、ニコラス・マドゥロ (Nicolás Maduro) を拘束したと発表した¹。トランプ大統領は、マドゥロと、ともに拘束された妻のシリア・フローレス・デ・マドゥロ (Cilia Flores de Maduro) の両名は、麻薬テロや麻薬密売を含む複数の連邦法違反容疑で 2020 年に米司法省から起訴された事案に関連した刑事裁判に直面する見込みであるとも述べたという²。統合参謀本部議長のダン・ケイン (Dan Caine) 空軍大将によれば、マドゥロの拘束は「絶対の決意作戦」 (Operation Absolute Resolve) と名付けられた軍及び法執行機関による合同任務であり、複数の軍種の統合部隊 (特殊作戦部隊を含む。) が参加した数か月にわたる計画及びリハーサルの成果である等と説明されている³。マドゥロ大統領は 2026 年 1 月 5 日、ニューヨークの連邦地方裁判所に初出廷し、無実を主張したと報じられている⁴。

ニューヨークの国際連合 (以下「国連」) 本部では同日、安全保障理事会 (以下「安保理」) の緊急会合が開催された。米国によるマドゥロ大統領の拘束等は説明責任を果たすものなのか、あるいは国際秩序の基本的な原則を弱体化させるものなのか、理事国等の間で見解は分かれたと伝えられている⁵。なお、同日の安保理の緊急会合に先立って、アルバート・R・ラムディン (Albert R. Ramdin) 米州機構 (Organization of American States: OAS) 事務総長は声明を發出し、西半球における深刻な懸念等を認識しており、「いかなる状況下でも、全ての行為者は、紛争の平和的解決、人権の尊重、文民の生命及び重要インフラの保護を含む、国際法及び適用される米州間の法的枠組みを完全に尊重しなければならない。」等と述べている⁶。日本政府は同年 1 月 4 日、外務報道官談話を發出し、「我が国は従来から、自由、民主主義といった基本的価値を尊重してきました。また、一貫して国際社会における国際法の原則の尊重を重視してきました。今後とも、こうした一貫した立場に基づき、G7 や地域諸国を含む関係国と緊密に連携しつつ、引き続き邦人保護に万全を期するとともに、ベネズエラにおける民主主義の回復及び情勢の安定化に向けた外交努力を進めてまいります。」等と述べている⁷。

* 本稿は、2026 年 2 月 13 日までの情報を基にしている。インターネット情報への最終アクセス日も同日である。なお、マドゥロ (Maduro) 大統領の姓のカタカナ表記は、引用の場合を除き、本稿で参照した主要紙の用法に倣い「マドゥロ」とし、敬称の有無は基本的に参照資料によるほか、文脈に応じて「大統領」を付した。[] 内は筆者による補記である。

¹ Matthew Olay, “Trump Announces U.S. Military’s Capture of Maduro,” Jan. 3, 2026. U.S. Department of War website <<https://www.war.gov/News/News-Stories/Article/Article/4370431/trump-announces-us-militarys-capture-of-maduro/>>

² *ibid.*

³ *ibid.*

⁴ 「外国元首の免責 争点 米「正当な大統領」認めず」『読売新聞』2026.1.7; 「マドゥロ氏「無罪」主張 麻薬密輸 米連邦地裁初出廷」『毎日新聞』2026.1.7.

⁵ Vibhu Mishra, “Maduro seized, norms tested: Security Council divided as Venezuela crisis deepens,” 5 January 2026. UN News website <<https://news.un.org/en/story/2026/01/1166706>>; Clare Ribando Seelke, “U.S. Capture of Venezuela’s Nicolás Maduro: Considerations for Congress,” *CRS Insight*, IN12618, version 6, January 12, 2026, p.2. Congress.Gov website <https://www.congress.gov/crs_external_products/IN/PDF/IN12618/IN12618.6.pdf>

⁶ “Statement by OAS Secretary General Albert R. Ramdin on recent developments in Venezuela,” January 3, 2026. OAS website <https://www.oas.org/en/media_center/press_release.asp?sCodigo=E-001/26> OAS は、1951 年に発足した、米国、カナダ、ニカラグアを除く中南米諸国の全 34 かが加盟する地域機関である(「米州機構 (OAS) 概要」2024. 7.16. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/oas_gaiyo.html>)。

⁷ 「ベネズエラ情勢 (米国によるマドゥロ大統領の身柄拘束) (外務報道官談話)」2026.1.4. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/pageit_000001_00040.html>

本件に関しては、同年1月上旬までの間にも、内外の国際法の専門家による見解が数多く示されている。その中でも米国によるマドゥロ大統領の拘束及びそのための軍事作戦に関連して指摘される主な論点としては、①外国の領域内での執行管轄権の行使、②国家元首の人的免除、③武力行使禁止原則、④国際武力紛争の存否、⑤不干渉義務などがある⁸。

本稿では、マドゥロ大統領の拘束に至る2025年以降の経緯と米国の説明を確認し（Ⅰ）、国際社会の反応を概観するとともに（Ⅱ）、国際法上の主な論点について簡潔に説明する（Ⅲ）。

I マドゥロ大統領の拘束に至る経緯及び米国の説明

1 2025年の主な動き

(1) マドゥロ大統領の3期目の任期の開始

2025年1月10日、ベネズエラのマドゥロ大統領は、2024年7月の選挙での敗北を示唆する選挙結果⁹や政権批判者に対する同選挙後の弾圧¹⁰が報じられる中、3期目の任期を開始した¹¹。同日（日本時間11日）、日米欧の先進7か国（G7）外相は、マドゥロの大統領就任式の「民主的正統性の欠如」等を非難し、「2024年7月28日にベネズエラの人々の圧倒的多数が投票した、エドゥムンド・ゴンサレス・ウルティア（Edmundo González Urrutia）は、9月に国外退去を強制された。民主主義においては、いかなる政治指導者も祖国からの国外退去を強制されるべきではない。」等と述べた¹²。米議会調査局によれば、マドゥロは、反対派を抑圧するために治安部隊と裁判所に対する影響力の行使に頼ってきており、歴代の米政権はベネズエラにおける人権侵害と独裁支配に対処するため、第1次トランプ政権による「最大限の圧力」による制裁戦略¹³、バイデン前政権による交渉アプローチ等、様々な戦略を採用してきたが、マドゥロ大統領に権力の移譲を促せなかったと指摘されている¹⁴。

(2) 「トレン・デ・アラグア」等への外国テロ組織指定

1月20日に始動した第2次トランプ政権下で2月20日、米務省は、ベネズエラに起点を置く「トレン・デ・アラグア」（Tren de Aragua: TdA）を含む8組織を外国テロ組織（Foreign Terrorist Organizations: FTO）及び特別指定グローバル・テロリスト（Specially Designated Global Terrorists: SDGTs）に指定したと発表した¹⁵。3月14日、トランプ大統領は布告を発し、外国テ

⁸ 本稿では、2026年1月8日までに刊行された国内主要紙の解説記事、大学、シンクタンク、国際法関連ウェブサイト等に掲載された国際法の専門家による論評等において、複数の論者が指摘する論点から5点を選択した。

⁹ 坂口安紀「ベネズエラ2024年大統領選挙——2つの相反する「選挙結果」」『IDE スクエア』2024.8. <<https://doi.org/10.20561/0002001061>>

¹⁰ “Venezuela: Brutal Crackdown on Protesters, Voters,” September 4, 2024. Human Rights Watch website <<https://www.hrw.org/news/2024/09/04/venezuela-brutal-crackdown-protesters-voters>>

¹¹ 「ベネズエラ大統領にマドゥロ氏「就任」 3期目、選挙不正批判続く」『日本経済新聞』2025.1.11, 夕刊ほか

¹² 「ベネズエラに関するG7外相声明」2025.1.11. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001673.html>; “G7 denounces the lack of democratic legitimacy of today’s presidential inauguration in Venezuela,” January 10, 2025. Ministry of Foreign Affairs of Japan website <https://www.mofa.go.jp/press/release/press6e_000520.html>

¹³ Clare Ribando Seelke, “Venezuela: Political Crisis and U.S. Policy,” *CRS In Focus*, IF10230, version 74, September 30, 2025. Congress.Gov website <https://www.congress.gov/crs_external_products/IF/PDF/IF10230/IF10230.74.pdf>

¹⁴ Clare Ribando Seelke, “Venezuela and U.S. Military Strikes: Considerations for Congress,” *CRS Insight*, IN12618, version 4, December 1, 2025, p.1. Congress.Gov website <https://www.congress.gov/crs_external_products/IN/PDF/IN12618/IN12618.4.pdf>

¹⁵ “Designation of International Cartels,” February 20, 2025. U.S. Department of State website <<https://www.state.gov/designation-of-international-cartels/>>

ロ組織である TdA の構成員の多くは米国に不法に潜入して「非正規戦」を遂行している、「TdA は、マドゥロ政権が支援するベネズエラを拠点とする麻薬テロ組織のカルテル・デ・ロス・ソレス (Cártel de los Soles)¹⁶と連携し」、殺人、麻薬取引等をしている、「TdA は、米国民に危害を加え… (中略) …南北米大陸の民主主義国家を不安定化させるというマドゥロ政権の目標を支援する目的を推進するため、米国への大量の不法移民に関与し、現在も関与し続けている。」「米国大統領及び最高司令官としてこの侵攻による壊滅的な影響から米国民を守る。」等と説明し¹⁷、戦時法である敵性外国人法 (Alien Enemies Act)¹⁸に基づき TdA の構成員とするベネズエラ人の国外退去を司法長官らに指示し、3月15日に同布告をホワイトハウスのウェブサイトでも公表した¹⁹。この動きに対し、同法の平時の適用は違法である等として米国人権団体が提訴し²⁰、3月15日、コロンビア特別区連邦地方裁判所は国外退去を差し止める仮処分命令を発したが²¹、米政府によれば3月17日までにTdAの構成員250人以上がエルサルバドルに移送された²²。彼らはエルサルバドルで拘束された後、ベネズエラに再移送されることが7月18日、ナジブ・アルマンド・ブケレ・オルテス (Nayib Armando Bukele Ortez) エルサルバドル大統領から公表された²³。なお、関連する訴訟の審理は2026年2月現在も続いている²⁴。

(3) 麻薬密輸船とされる船舶に対する空爆

米南方軍 (U.S. Southern Command) は X のアカウントで12月29日、ピート・ヘグセス (Pete Hegseth) 米戦争長官の指示により、統合任務部隊サザンスピーア²⁵は指定テロ組織が運航する船舶を国際水域で爆破したと発表した²⁶。当該船舶が東太平洋の既知の麻薬密売ルートを

¹⁶ カルテル・デ・ロス・ソレスは、この布告で指定された8組織には含まれていない。7月25日に米財務省が制裁対象としてSDGTに指定 (“Treasury Sanctions Venezuelan Cartel Headed by Maduro,” July 25, 2025. U.S. Department of the Treasury website <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/sb0207>>) するなどしていたが、米紙ニューヨーク・タイムズは2026年1月9日、元麻薬取締官やラテンアメリカ犯罪の専門家らがカルテル・デ・ロス・ソレスは実在の組織ではないと述べていること等を報じている (Linda Qiu, “Fact-Checking Trump’s Justifications for the U.S. Raid That Ousted Maduro: [Foreign Desk],” *New York Times*, Late Edition (East Coast) 09 Jan 2026)。

¹⁷ “Invocation of the Alien Enemies Act Regarding the Invasion of the United States by Tren de Aragua,” Proclamation 10903 of March 14, 2025. Federal Register website <<https://www.federalregister.gov/documents/2025/03/20/2025-04865/invocation-of-the-alien-enemies-act-regarding-the-invasion-of-the-united-states-by-tren-de-aragua>>

¹⁸ 50 U.S.C. Chapter 3. 敵性外国人法は、大統領に戦時等の一定の条件下で敵国の国民等の拘留、国外退去等を指示する権限を与えるもので、1798年に制定された。

¹⁹ “Invocation of the Alien Enemies Act Regarding the Invasion of The United States by Tren De Aragua,” March 15, 2025. White House website <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/03/invocation-of-the-alien-enemies-act-regarding-the-invasion-of-the-united-states-by-tren-de-aragua/>>

²⁰ “J.G.G. v. Trump,” Last Update: February 12, 2026. ACLU website <<https://www.aclu.org/cases/j-g-g-v-trump>>

²¹ 欧米諸国の判例・法令データベース Lexis+による (J.G.G. v. Trump, 2025 U.S. Dist. LEXIS 49677)。

²² “President Trump Delivers Justice to Terrorists, Security for Americans,” March 17, 2025. White House website <<https://www.whitehouse.gov/articles/2025/03/president-trump-delivers-justice-for-terrorists-security-for-americans/>>

²³ Nayib Bukele (@nayibbukele) 2025.7.19, 4:49 JST. X <<https://x.com/nayibbukele/status/1946296384035918284>> ブケレ大統領によれば、TdAの構成員であるとして拘束されていたベネズエラ人の引渡しは、ベネズエラ政権が収監していた相当数のベネズエラ人政治犯及び人質として拘束されていた米市民の解放と引き換えに行われた (*ibid.*)。

²⁴ 関連情報の一例として、米国の主要な判決等に関するニュースを扱うコートハウス・ニュース・サービスは2026年2月12日、コロンビア特別区連邦地方裁判所がトランプ政権に対し、エルサルバドルに不法に移送されたベネズエラ人移民の米国への帰還を促進するよう命じたこと等を伝えている (Ryan Knappenberger, “Federal judge orders Trump to bring back immigrants deported to El Salvador,” February 12, 2026. Courthouse News Service <<https://courthousenews.com/federal-judge-orders-trump-to-bring-back-immigrants-deported-to-el-salvador/>>)。

²⁵ ヘグセス米戦争長官によれば、西半球から麻薬テロリストを排除し、米国民を殺害する麻薬から国土を守るための作戦名がサザンスピーア作戦 (Operation Southern Spear) とされ、その任務を担う部隊を指している (Secretary of War Pete Hegseth (@SecWar) 2025.11.14, 7:16 JST. X <<https://x.com/SecWar/status/1989094923497316430>>)。

²⁶ なお、指定テロ組織の名称は伝えられていない (U.S. Southern Command (@Southcom) 2025.12.30, 8:01 JST. X <<https://x.com/Southcom/status/2005776276100207032>>)。

航行し、麻薬密売活動に従事していたことをインテリジェンス機関が確認したとされ、麻薬テロリストの男性2名が死亡し、米軍関係者への被害はなかったとされる²⁷。9月2日以降、12月29日までの間に、米軍は東太平洋とカリブ海で、麻薬密輸船とされる船舶に対し少なくとも28回の空爆を実施し、少なくとも107人の「麻薬テロリスト」を殺害したと伝えられている²⁸。

戦争権限法 (War Powers Resolution)²⁹は米大統領に対し、宣戦及び議会の承認がない場合、米軍を海外における敵対行為等の事態に投入した後、48時間以内に議会に対し、投入が必要な事情等を報告することを義務付けている(第1543条)。同法に沿って9月4日になされた報告においてトランプ大統領は、①米国がテロ組織に指定している麻薬密売カルテルは、毎年数万人の米国市民の命を奪い、数十年にわたりアメリカ社会に壊滅的な影響をもたらし、国内外で国家安全保障及び外交政策上の利益を脅かしてきた、②これらの組織は準軍事的能力を備えた複雑な組織へと進化し、米国を脅かし、西半球の他の国々を不安定化させる暴力とテロ行為に関与している、③今や自衛のために米国軍隊を用いて我が国の国民及び最も重要な国益に対するこの脅威に対処しなければならない重要な局面にある、④私の指示により米軍は9月2日、いかなる国の領海をも越えた地点で、指定テロ組織と関係し違法な麻薬取引活動に従事していると評価された船舶を空爆した、⑤現時点では必要となる軍事作戦の全容と期間を把握することは不可能であり、米軍は更なる軍事作戦を実施する態勢を維持している等と説明している³⁰。

なお、米紙ニューヨーク・タイムズは10月2日、トランプ大統領は、同政権担当者がテロ組織と名付けた麻薬カルテルとの正式な「武力紛争」に米国が従事しており、当該組織の密輸容疑者は「違法な戦闘員」とであると判断したこと等を、その週に議会に提出した機密扱いの通知で明らかにした等と報じた³¹。ベネズエラ情勢が議題とされた10月10日の国連安保理会合での米政府代表の声明では、米国の街に麻薬を大量流入させ米国人を殺害している麻薬カルテルとしてTdA等を挙げ、「トランプ大統領は、これらのカルテルを非国家武装集団と認定し、テロ組織に指定し、彼らの行為は米国に対する武力攻撃を構成すると判断した。」「トランプ大統領は米国が非国際武力紛争下にあると判断し、戦争省³²に対し武力紛争法及び国連憲章³³第51

²⁷ *ibid.*

²⁸ Filip Timotija, “US military says it killed 2 ‘narco-terrorists’ in eastern Pacific,” 12/29/25. The Hill website <<https://thehill.com/policy/defense/5665995-us-military-targets-drug-boat/>>

²⁹ 50 U.S.C. Chapter 33. なお、戦争権限法という訳語が定着している。戦争権限法の主要規定については次を参照。栗田真広「米国における軍隊投入の権限(資料)」『レファレンス』765号, 2014.10, pp.97-99. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/8779804>>

³⁰ “Report 20250904A.” Reiss Center on Law and Security website <<https://warpowers.lawandsecurity.org/reports/20250904a/>>; <<https://assets.ctfassets.net/6hn51hpulw83/iOdLcVg6XVHorL4Rv5rWr/9a116b4c89cb06efee02dcd6df96bba1/20250904-Trump.pdf>> (ニューヨーク大学ロースクールに所在する法及び安全保障に関するライスセンター (Reiss Center on Law and Security) が議会に提出された非機密扱いの「48時間報告書」を集積したデータベースから参照)

³¹ Charlie Savage and Eric Schmitt, “Trump ‘Determined’ the U.S. Is Now in a War with Drug Cartels, Congress Is Told,” *New York Times*, Later Edition (East Coast), 02 Oct 2025. なお、マーティ・レダーマン (Marty Lederman) 米ジョージタウン大学教授によるウェブサイト上の論評にはこの「通知」とみられる文書へのリンクが含まれる (Marty Lederman, “Legal Flaws in the Trump Administration’s Notice to Congress on ‘Armed Conflict’ with Drug Cartels,” October 3, 2025. Just Security website <<https://www.justsecurity.org/121844/trump-notice-drug-cartels/>>)。

³² トランプ大統領は2025年9月5日、1789年に米国で設立された「戦争省」(Department of War) という名称を国防省の副称として復活させる行政命令に署名した。その意図等については次を参照 (“Fact Sheet: President Donald J. Trump Restores the United States Department of War,” September 5, 2025. White House website <<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/09/fact-sheet-president-donald-j-trump-restores-the-united-states-department-of-war/>>)。

³³ Charter of the United Nations. 26 June 1945, XV UNCIO 355. 1945年10月24日効力発生。日本は1956年12月18日加入 (「国際連合憲章及び国際司法裁判所規程」(昭和31年条約第26号))。

条に従ってカルテルに対する作戦を実施するよう指示した。」等の説明がなされている³⁴（武力紛争法についてはⅢ4で後述する。）。

2 「絶対の決意作戦」

(1) 軍及び法執行機関による合同任務

トランプ大統領は2026年1月3日、同日前夜から未明にかけて、ベネズエラの首都カラカスで米軍が軍事作戦を実施し、ベネズエラの指導者、ニコラス・マドゥロを拘束したと発表した³⁵。統合参謀本部議長のケイン空軍大將によれば、「絶対の決意作戦」と名付けられた軍及び法執行機関による合同任務であったという³⁶。米戦争省によればトランプ大統領は、退陣させられた独裁者から正当な後継者への安全な移行が実現するまで、米国がベネズエラを監視する等と述べたとされる³⁷。米紙ニューヨーク・タイムズは同日、トランプ政権関係者らによる記者会見を含む取材に基づき同作戦の詳細を報じた³⁸。主な流れは次のとおりである。

- ・ 対外諜報活動を担う中央情報局（Central Intelligence Agency: CIA）は、8月から現地にチームを派遣し、マドゥロに関する情報収集を行っていた。
- ・ 作戦のタイミングは、首都カラカスの文民及び作戦を遂行する軍人への被害を最小限に抑えるために適切な日程と、軍の「奇襲効果を最大限に高める」能力に基づき決定された。
- ・ 無人機、戦闘機、爆撃機を含む約150機の軍用機が、20の異なる軍事基地と海軍艦艇から発進した。
- ・ 航空機がベネズエラに侵入したのは、同国の防空網を破壊し、特殊作戦部隊を乗せたヘリコプターの進入を可能にする目的があった。
- ・ 軍がマドゥロに接近するにつれ、米国はカラカスの一部地域の電力供給を停止した。
- ・ 現地時間午前2時1分、マドゥロの邸宅に到達したヘリコプターは砲火を浴びたが、ヘリコプターは「圧倒的な力」で応戦した。
- ・ マドゥロ拘束任務を負った陸軍デルタフォースの隊員たちは、陸軍の第160特殊作戦航空連隊により目的地へと輸送された。
- ・ 米兵の死者はなく、作戦全体で約6人の兵士が負傷したとされる。
- ・ 特殊作戦部隊が敷地内に入ってマドゥロの部屋に到着した際、彼とその妻は鋼鉄で補強された部屋への脱出を試みたが、同部隊が阻止した。
- ・ マドゥロの拘束後、軍に同行した連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation: FBI）捜査官が逮捕し、カラカス現地時間午前4時29分までに、彼とその妻はカリブ海に展開する米軍艦にヘリコプターで移送された。

³⁴ “Remarks at a UN Security Council Briefing on Venezuela,” October 10, 2025. United States Mission to the United Nations website <<https://usun.usmission.gov/remarks-at-a-un-security-council-briefing-on-venezuela/>>

³⁵ Olay, *op.cit.*(1)

³⁶ *ibid.*

³⁷ *ibid.* なお、同日のトランプ大統領の声明全文を確認すると「安全で適切かつ賢明な[政権の]移行ができるまで、我々はこの国を運営していく」等と述べられている。歴代米大統領の取組を扱う研究機関であるバージニア大学ミラーセンターのウェブサイトから参照した（“January 3, 2026: Statement on U.S. Action in Venezuela.” Miller Center website <<https://millercenter.org/the-presidency/presidential-speeches/january-3-2026-statement-us-action-venezuela>>）。

³⁸ Julian E. Barnes et al., “Inside ‘Operation Absolute Resolve,’ the U.S. Effort to Capture Maduro,” *New York Times*, Late Edition (East Coast), 03 Jan 2026.

(2) 作戦の目的等

(i) 戦争権限法に基づく報告における説明

戦争権限法に沿って2026年1月5日になされた報告においてトランプ大統領は、①私の指示及び米司法長官の要請³⁹に従い、米軍はベネズエラの領土内において標的を絞った限定的な軍事的空爆を実施した、②マドゥロ及びフローレスの逮捕、米国への移送を成功裏に遂行するために実施された、③ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所は、麻薬テロ及びコカイン密売を行うための広範な陰謀に関与したとして、起訴状に基づき両名に対し逮捕状を発布していた、④マドゥロは自身の体制が支援する組織「カルテル・デ・ロス・ソレス」を率いていた、⑤同組織は、残虐な犯罪を行う指定外国テロ組織TdA等と協力し、違法麻薬を武器として、米国に「氾濫」させるという目的を達成している、⑥(戦闘装備した仲間を守られている)マドゥロとフローレスは過激な暴力を含むあらゆる手段で拘束に抵抗すると米司法省が予想していたため、移送支援のために米軍の力が必要であった等と説明している⁴⁰。

(ii) 国連安保理緊急会合における米国政府代表の声明

同日開催された国連安保理緊急会合における米国政府代表の声明では、「麻薬テロリスト」であるマドゥロとフローレスという「起訴された逃亡犯に対する、精密な法執行活動を成功裏に遂行した。」「マドゥロは、米国民に対する複数の攻撃(attacks)、西半球の不安定化、そしてベネズエラ国民への不当な弾圧に責任を負っている。」「ルビオ(Rubio) 国務長官が述べたように⁴¹、ベネズエラ又はその国民に対する戦争は存在しない。我々は国を占領しているわけではない。」「この法執行活動は、数十万人もの米国民を殺害し、我々の西半球全域で不安定な暴力を引き起こした麻薬テロの直接の責任者である逃亡犯から内外の米国民を保護するという、米国大統領の最高司令官としての責任に合致するものであった。」「マドゥロは起訴された麻薬密売人である上に非合法の名ばかりの大統領であった。彼は国家元首ではない。」「2025年3月、トランプ大統領は「トレン・デ・アラグアはベネズエラのマドゥロ政権…(中略)…の指示により、米国領土に対し敵対する活動を実施、非正規戦を行っている」と宣言した。」「世界最大のエネルギー資源が…(中略)…ベネズエラ国民の利益にもならず、ベネズエラ国内の少数の寡頭政治家により盗まれ続けることは許されない。」「多くの国連及び国際人権団体がマドゥロ政権による深刻な人権侵害を記録した報告書を発表」等と説明している⁴²。

³⁹ 米司法省法律顧問局は、法執行活動への米軍による支援の法的正当性を検証した2025年12月23日付けの文書を2026年1月13日に同ウェブサイトで公開している。判読不能な黒塗りされた部分以外において、「コードネーム「絶対の決意」は、マドゥロが自発的に国を離れる意思がないと想定しており、大統領は米軍要員に、マドゥロをニューヨークで裁判にかけるために強制的に連行する法執行機関への支援を命じる必要がある。」との記述を含む(U.S. Department of Justice Office of Legal Counsel (OLC), “(U) Memorandum for Legal Advisor, National Security Council: (U) Re: Proposed War Department Operation to Support Law Enforcement Efforts in Venezuela,” December 23, 2025, pp.3-4. Office of Legal Counsel website <<https://www.justice.gov/olc/media/1423306/dl?inline>>)。

⁴⁰ “Report 20260105A.” Reiss Center on Law and Security website <<https://warpowers.lawandsecurity.org/reports/20260105a/>>; <<https://assets.ctfassets.net/6hn51hpulw83/2ngQOHAHP4RvwBKgxmgumPM/a27383ffb1ff63e4f8bc6a5390f141e3/20260105-Trump.pdf>>

⁴¹ 米ホワイトハウスは2026年1月4日、マルコ・ルビオ(Marco Rubio) 国務長官が複数のニュース番組に出演しマドゥロの逮捕について説明したことを伝えており、「戦争はない。我々は、ベネズエラに対してではなく、麻薬密売組織と戦っている。」等と述べたとされる(“RUBIO: This Is Our Hemisphere — and President Trump Will Not Allow Our Security to be Threatened,” January 4, 2026. White House website <<https://www.whitehouse.gov/articles/2026/01/rubio-this-is-our-hemisphere-and-president-trump-will-not-allow-our-security-to-be-threatened/>>)。

⁴² “Remarks at a UN Security Council Briefing on Venezuela,” January 5, 2026. United States Mission to the United Nations website <<https://usun.usmission.gov/remarks-at-a-un-security-council-briefing-on-venezuela-2/>>

II 国際社会の反応

1 国連安保理緊急会合で示された主な主張

2026年1月5日に開催された国連安保理緊急会合では、米国によるマドゥロ大統領の拘束等は説明責任を果たすものなのか、あるいは国際秩序の基本的な原則を弱体化させるものなのか、理事国及び利害関係国⁴³の間で見解は分かれたと報じられている⁴⁴。120か国から構成される非同盟諸国⁴⁵の議長国（ウガンダ）など米国の作戦が国連憲章に違反すると指摘した国があった一方、英国を含む他の国々は米国を不法行為の主体として特定することに消極的であった等⁴⁶の指摘もある。なお、後者の国々は、米国の干渉を正当化することなく（干渉についてはIII5で後述）、マドゥロ政権の民主主義の欠如、麻薬取引や人権侵害への関与の疑いに言及したことで、国際的な法の支配の価値を控えめかつ定型的表現で一般的に確認したとみる指摘もある⁴⁷。各国政府代表による主張の例を次ページの表にまとめた。

2 各国等により発出された声明

本稿「はじめに」で触れた2026年1月3日のOAS事務総長声明、同年1月4日の日本外務報道官談話のほか、同年1月4日までにベネズエラ情勢に係る声明等を文書で発出した国等の例として、①アフリカ連合（African Union: AU）によるコミュニケ⁴⁸、②欧州連合（European Union: EU）による声明⁴⁹、③ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ウルグアイ及びスペインの連名による声明⁵⁰、④カナダ外務大臣による声明⁵¹、⑤イタリア外務大臣による声明⁵²、⑥韓国外務報道官による声明⁵³、⑦ベトナム外務報道官による声明⁵⁴等がある。

ベネズエラにおける軍事行動に対し深い懸念と非難（③ブラジル等6か国）又は懸念（①AU）

⁴³ 安保理がその加盟国の利益が特に影響を受けると認めるとき、又は加盟国が国連憲章第35条第1項に従って安保理に問題を提起したとき、安保理に付託された問題の討議に投票権なしで参加するよう要請される、安保理の理事国ではない国連加盟国を指す（暫定手続規則37（UN Doc. S/96/Rev.7, 1983, p.7. <<https://docs.un.org/en/S/96/Rev.7>>））。

⁴⁴ Mishra, *op.cit.*(5); Seelke, *op.cit.*(5), p.2.

⁴⁵ 1961年に設立された、国連憲章の原則に基づき国際平和と安全保障の擁護に尽力してきた諸国のグループ。2026年現在、ウガンダが議長国を務める（Non-Aligned Movement (NAM) website <<https://nam.go.ug>>）。

⁴⁶ Marc Weller, “The US capture of President Nicolás Maduro – and attacks on Venezuela – have no justification in international law,” Published 4 January 2026, Updated 6 January 2026. Chatham House website <<https://www.chathamhouse.org/2026/01/us-capture-president-nicolas-maduro-and-attacks-venezuela-have-no-justification>>

⁴⁷ *ibid.*

⁴⁸ “Communiqué on the Situation in Venezuela,” January 03, 2026. African Union website <<https://au.int/en/pressreleases/20260103/communique-situation-venezuela>>

⁴⁹ “Venezuela: Statement by the High Representative on the aftermath of the U.S. intervention in Venezuela,” 04.01.2026. European Union External Action website <https://www.eeas.europa.eu/eeas/venezuela-statement-high-representative-aftermath-us-intervention-venezuela_en>

⁵⁰ “Statement from Brazil, Chile, Colombia, Mexico, Uruguay and Spain regarding the events in Venezuela,” January 4, 2026. Gov.co (English) website <<https://www.cancilleria.gov.co/newsroom/news/comunicado-brasil-chile-colombia-mexico-uruguay-espana-frente-hechos-ocurridos>>

⁵¹ Global Affairs Canada, “Canada reacts to the situation in Venezuela,” January 3, 2026. Government of Canada website <<https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2026/01/canada-reacts-to-the-situation-in-venezuela.html>>

⁵² “Statement by Palazzo Chigi on developments in the situation in Venezuela,” 3 January 2026. Italian Government Presidency of the Council of Ministers website <<https://www.governo.it/en/articolo/statement-palazzo-chigi-development-s-situation-venezuela/30686>>

⁵³ “Spokesperson’s Statement on the Situation in Venezuela,” 2026.1.4. Ministry of Foreign Affairs Republic of Korea website <https://www.mofa.go.kr/eng/brd/m_5676/view.do?seq=323120>

⁵⁴ “Vietnam deeply concerned about reports on situation in Venezuela: spokesperson,” 04/01/2026. Ministry of Foreign Affairs website <<https://mofa.gov.vn/en/web/ministry-of-foreign-affairs/detail/chi-tiet/vietnam-deeply-concerned-about-reports-on-situation-in-venezuela-spokesperson-58311-178.html>>

表 2026年1月5日の国連安保理緊急会合で示された各国政府代表による主張の例

国名	主な見解
米国*	<ul style="list-style-type: none"> 今回の作戦は、起訴された逃亡犯を逮捕するために、軍が支援した法執行活動である。 米国及び地域の安全保障を脅かす麻薬密売及び国際組織犯罪と闘うための、合法的な起訴状に基づく作戦である。ベネズエラやその国民に対する戦争は存在しない。 係争中の2024年の選挙結果によればマドゥロは正当な国家元首ではない。
英国*	<ul style="list-style-type: none"> マドゥロ政権は極度の貧困、麻薬取引の悪化をもたらし、強制移動の危機を招いた。 国際法及び国連憲章の尊重が世界の平和、安全及び法の支配の維持にとって不可欠である。
フランス*	<ul style="list-style-type: none"> ベネズエラ国民は指導者を選ぶ権利を透明性に欠けた選挙によって奪われた。 マドゥロに対する軍事作戦は紛争の平和的解決の原則に反し、国際の平和と安全を損なう。
中国*	<ul style="list-style-type: none"> 米国による一方的な違法の弱い者いじめの行為に深く衝撃を受け、強く非難する。 安保理の常任理事国が国際社会の懸念を無視し、ベネズエラの主権、安全保障、正当な権利及び利益を気まぐれに踏みこみ続けた。歴史の教訓を学び、対話の道へ戻るべきである。
ロシア*	<ul style="list-style-type: none"> 米国がどの国にも侵略する権利がある唯一の最高裁判官のように宣言するのは許されない。 ベネズエラの天然資源に対する米国による抑制のない支配の確立に懸念を表明する。
ベネズエラ	<ul style="list-style-type: none"> ベネズエラは、法的正当性の全くない違法な武力攻撃の標的にされた。 ベネズエラ領土への爆撃、文民及び軍人の犠牲、ニコラス・マドゥロ大統領とシリア・フローレス大統領夫人の「拉致」を非難する。 米国に対し、大統領夫妻の人的免除の尊重、即時釈放、安全な帰還の確保を求める。 武力による領土又は資源の獲得はしないという原則の再確認を求める。 緊張緩和、文民の保護、国際法の尊重の回復のための措置を求める。
コロンビア**	<ul style="list-style-type: none"> 「いかなる一方的な武力行使」も拒否する。最も大きな代償を常に払うのは文民である。
デンマーク**	<ul style="list-style-type: none"> マドゥロを正当な大統領と認めていない。同政権による抑圧と人権侵害を深刻に懸念する。 ベネズエラ国民は外部からの強制によらずに政治的、経済的未來を決定する権利を有する。
パキスタン**	<ul style="list-style-type: none"> ベネズエラ国民の意思が全面的に尊重され、いかなる外部からの介入もない、平和的手段によってのみ、永続的な解決策を見いだすことができる（リベリア**等も同調）。
ウガンダ	<ul style="list-style-type: none"> 米国の侵略行為を非難。「軍事的解決は紛争解決のための現実的な手段ではない」と強調。
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> 国家元首に対する爆撃と拘束は「容認できない一線」を越えた。多国間主義の崩壊である。
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> 米国の侵略は国連憲章違反及び多国間主義への脅威で許容できない（南アフリカ等も同調）。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> 米国の作戦を、麻薬密売及びテロリズムに対する決定的な一歩として称賛する。 同作戦及びマドゥロの排除はベネズエラの民主主義、法の支配等の回復に役立ち得る。
トリニダード・トバゴ	<ul style="list-style-type: none"> 地域の安全保障と法の支配の強化に向けた米国の取組を揺るぎなく支持する。 米国及びベネズエラ両国と自国との間にある長年にわたる関係を強調する。
パラグアイ	<ul style="list-style-type: none"> マドゥロの排除を歓迎する。民主的制度の即時回復と政治犯の釈放を求める。 政権移行が民主的な手段を通じて進められることを強く求める。

*は常任理事国、**は非常任理事国の一部、ベネズエラ及びその他諸国は利害関係国の一部として討議に参加した。
 (出典) Vibhu Mishra, “Maduro seized, norms tested: Security Council divided as Venezuela crisis deepens,” 5 January 2026. UN News website <<https://news.un.org/en/story/2026/01/1166706>>; “United States Action in Venezuela Puts Sovereignty of States, International Law at Stake, Many Speakers Tell Security Council,” SC/16271, 5 January 2026. UN Meetings Coverage and Press Releases website <<https://press.un.org/en/2026/sc16271.doc.htm>>; UN Doc. S/PV.10085, 5 January 2026. <<https://docs.un.org/en/S/PV.10085>> 等を基に筆者作成。

を表明する例がある一方、マドゥロ大統領又は同政権の正統性を認めない(②EU、④カナダ)、国家機関が麻薬取引を促進する場合のような、ハイブリッドな治安上の複数の攻撃(hybrid security attacks)に対する防御的な行為(defensive action)は正当であると考えている(⑤イタリア)、米国による軍事行動への評価には触れずに全ての行為者に自制や緊張緩和等を求める(②EU、④カナダ、⑥韓国、⑦ベトナム)といった例もみられる。

なお、国際法の尊重等については、米国の行為への評価には触れていない⑥韓国、行為の合法性に明示的に言及せずに正当性を見いだす認識を示した⑤イタリアの声明には言及がない一方、①AU、②EU、③ブラジル等6か国、④カナダ、⑦ベトナム、OAS事務総長及び日本の声明には言及がある。

Ⅲ 国際法上の主な論点

本章では、米国によるマドゥロ大統領の拘束及びそのための軍事作戦に関連して指摘される主な論点として、①外国の領域内での執行管轄権の行使、②国家元首の人的免除、③武力行使禁止原則、④国際武力紛争の存否、⑤不干渉義務を挙げ、それぞれについて米国の説明を確認し、国際法学者による主な見解を紹介した上で、必要な説明を補足する。

1 外国の領域内での執行管轄権の行使

米国の説明によれば、「絶対の決意作戦」は、「軍及び法執行機関による合同任務」であり(I 2(1))、「起訴された逃亡犯」に対する「法執行活動」であるとされている(I 2(2)(ii))。

浅田正彦・同志社大学教授は、「マドゥロ大統領の拘束は、統治権を排他的に行使する「領域主権」の侵害だ。」「米の司法機関はベネズエラで勝手に逮捕できない。」等と述べている⁵⁵。マイケル・シュミット(Michael Schmitt)英レディング大学教授らも、外国の領域内での執行管轄権の行使において、国際法上とりわけ重要なのが逮捕を執行する権限であり、他国の領域内で当該国の同意なく執行管轄権を行使することはできないと指摘している⁵⁶。ジャスティナ・ウリブル(Justina Uriburu)英マンチェスター大学准教授、ジュリアン・アラート(Julian Arato)米ミシガン大学教授の両者も、「ベネズエラ領土における同意のない強制力の行使は、それ自体が国際法違反行為を構成する」等と指摘している⁵⁷。

国は領域主権に基づいて、領域内の人、財産、行為を規制することができる。このことに争いはなく、国は領域内の人、財産、行為に関し、法律を制定し適用し執行する権限(国家管轄権)を有する⁵⁸。国の官憲による容疑者の身柄の拘束、逮捕といった執行する権限(執行管轄権)を外国でその国の同意なく行使した場合、当該行為は外国の領域主権を侵害する⁵⁹。

なお、アレン・ワイナー(Allen S. Weiner)米スタンフォード大学上級講師は、「米国は軍隊をベネズエラ領内に投入し、爆撃や攻撃を実施した」、「実際の行動は武力行使であり、法

⁵⁵ 「法の支配 根底から崩れる 同志社大学教授 浅田正彦氏」『朝日新聞』2026.1.5.

⁵⁶ Michael Schmitt et al., “International Law and the U.S. Military and Law Enforcement Operations in Venezuela,” January 5, 2026. Just Security website <<https://www.justsecurity.org/127981/international-law-venezuela-maduro/>>

⁵⁷ Justina Uriburu and Julian Arato, “Trump’s Illegal Attack on Venezuela and Its Consequences,” January 5, 2026. EJIL:Talk! website <<https://www.ejiltalk.org/trumps-illegal-attack-on-venezuela-and-its-consequences/>>

⁵⁸ 岩沢雄司『国際法 第2版』東京大学出版会, 2023, pp.170-181. (執行管轄権については p.179)

⁵⁹ 同上

執行とはいえない」と断言したと報じられている⁶⁰(武力行使禁止原則についてはIII3で後述)。

2 国家元首の人的免除

米国の説明によれば、マドゥロは起訴された麻薬密売人である上に非合法の「名ばかりの大統領」で、国家元首ではないとされている (I 2(2)(ii))。

上述したシュミット・英レディング大学教授らによれば、マドゥロ大統領が慣習国際法に基づき、外国の執行管轄権からの免除(「人的免除」として知られる。)を享有していたとの指摘がある⁶¹。上述したウリブル・英マンチェスター大学准教授らも、マドゥロ大統領は、外国の刑事管轄権からの人的免除を享有し、身体拘束措置からの不可侵を享受するであろうことは確実である等と述べている⁶²。なお、マドゥロ大統領の妻で2015年からベネズエラ国会議員を務めているシリア・フローレスの立場については異なる分析が必要であると指摘されている⁶³。シメーヌ・カイトナー (Chimène Keitner) 米カリフォルニア大学デービス校教授は、米国は2019年以降、マドゥロ大統領をベネズエラの国家元首として承認していないが、国際法上の国家元首の地位は特定の国の承認決定に左右されないと指摘し、他国及びその公人に対する免除を無視することは、外国の裁判所において米国及びその公人を保護する確立された規範を損なうリスクになる等と述べている⁶⁴。

国家元首は、慣習国際法に基づき、在任中は外国の刑事裁判権から免除される(人的免除)⁶⁵。身体の不可侵についても国家元首は当然享受すると考えられている⁶⁶。

3 武力行使禁止原則

米国の説明によれば、「麻薬テロリスト」であるマドゥロ及びフローレスの逮捕、米国への移送を成功裏に遂行するために、米軍によるベネズエラの領土内での標的を絞った限定的な軍事的空爆が実施されたという (I 2(2)(i))。これに先立ち2025年9月2日以降に実施されてきた麻薬密輸船とされる船舶への空爆については、米国の説明に「自衛のため」「国連憲章第51条に基づき作戦を実施」等、国際法上の武力行使の根拠に関する一応の説明がある一方 (I 1(3))⁶⁷、「絶対の決意作戦」の軍事的空爆に関しては説明がない⁶⁸。なお、「違法麻薬を武器として」用いている「カルテル・デ・ロス・ソレス」を率いるマドゥロは「米国民に対する複数の攻撃」の責任を負っている等の説明はみられる (I 2(2)(i),(ii))。

⁶⁰ 「ベネズエラ攻撃 米国内でも批判 専門家「法執行といえず」」『日本経済新聞』2026.1.6.

⁶¹ Schmitt et al., *op.cit.*(56)

⁶² Uriburu and Arato, *op.cit.*(57)

⁶³ *ibid.*

⁶⁴ Chimène Keitner, “Head of State Immunity and Maduro on Trial,” January 6, 2026. Just Security website <<https://www.justsecurity.org/128073/head-of-state-immunity-maduro-trial/>>

⁶⁵ 岩沢 前掲注(58), pp.208-210.

⁶⁶ 同上

⁶⁷ 本稿では「絶対の決意作戦」に主眼を置くため詳しく論じることはしないが、麻薬密輸船とされる船舶への空爆に関する米国の主張については次を参照 (Lederman, *op.cit.*(31); Mary Ellen O’Connell, “Effective Opposition to Summary Executions in an Escalating Phony War at Sea,” December 12, 2025. EJIL:Talk! website <<https://www.ejiltalk.org/effective-opposition-to-summary-executions-in-an-escalating-phony-war-at-sea/>> etc.)。

⁶⁸ これは意図的な沈黙ではないかとの指摘もある (Marko Milanovic, “Some Further Thoughts on the Illegal US Attack on Venezuela: Self-Defence, Cyber, and Continuing Coercion,” January 7, 2026. EJIL:Talk! website <<https://www.ejiltalk.org/some-further-thoughts-on-the-illegal-us-attack-on-venezuela-self-defence-cyber-and-continuing-coercion/>>)。なお、2025年12月23日付けの米司法省法律顧問局による文書では、国連憲章上の武力行使禁止原則への言及がみられるが、「絶対の決意作戦」がこれに違反するか否かについては明確にされていない (OLC, *op.cit.*(39), pp.5-7)。

浅田正彦・同志社大学教授は、「米国の対ベネズエラ軍事作戦には、複数の国際法違反が見受けられる。明らかなのは「武力行使の禁止」の違反だ。国連憲章で明文化された、すべての国が守るべき慣習国際法だ。」等と指摘している⁶⁹。ヤニーナ・ディル (Janina Dill) 英オックスフォード大学教授は、「絶対の決意作戦」は、国際法の最も基本的なルールの一つである国際関係における武力行使の禁止、すなわち国連憲章第2条第4項に定められたルールに違反していると述べている⁷⁰。シュミット・英レディング大学教授らによれば更に詳細に、米国の作戦は、①国連憲章第7章に基づく国連安全保障理事会の承認、②国連憲章第51条及び慣習国際法に基づく固有の自衛権という、限定的な例外のいずれかにより正当化されない限り、「武力行使の禁止」に対する明白な違反を構成するところ、①がないため作戦の唯一の法的根拠は②の自衛であるが、自衛権の発動条件となる「武力攻撃」が米国に対して行われたかという点について、「[ベネズエラによる] 麻薬密売と米国で購入かつ使用された麻薬により最終的にもたらされる死亡との関係は、武力攻撃とみなすにはあまりにも希薄である」等と指摘され、国際法上の自衛権の行使として正当化されず、武力の行使を禁止する国際法に明確に違反すると説明されている⁷¹。マーク・ウェラー (Marc Weller) 英国王立国際問題研究所 (チャタムハウス) 国際法担当部長は、「ホワイトハウスは、「麻薬テロリスト」による違法薬物輸入の壊滅的な結果、つまり米国に対する武力攻撃に匹敵し得る結果から米国民を守っていると主張している。しかし、国際法上、自衛の発動要件として認められるのは、軍事力又はそれに類する手段を用いたキネティック (運動力学的) な攻撃 (kinetic assault) のみである。」と指摘している⁷²。米国によるマドゥロ大統領の拘束を違法な武力行使とする指摘はほかにもみられる⁷³。

武力行使禁止原則は、国連憲章第2条第4項に明文化されるとともに、友好関係原則宣言⁷⁴を含む複数の国連総会決議でも繰り返し確認され、慣習国際法上の原則になっている⁷⁵。なお、シュミット・英レディング大学教授らが指摘する主要な例外 (①②) 以外に主張されることがある例外の一つに、他国におけるその国民に対する大規模な人権侵害を防止し、又はやめさせるための、国連安保理決議に依拠せずに行われる個別国による武力行使 (人道的干渉)⁷⁶がある。米国の説明では、「マドゥロ政権による深刻な人権侵害」に触れているが (I 2(2)(ii))、武力行使を正当化する根拠の一つとする試みとされたのか明確ではない。

⁶⁹ 『朝日新聞』前掲注(55)

⁷⁰ Janina Dill, “Expert Comment: The illegality of the US attack against Venezuela is beyond debate - how the world reacts is critical,” 7 Jan 2026. Oxford University website <<https://www.ox.ac.uk/news/2026-01-07-expert-comment-illegality-us-attack-against-venezuela-beyond-debate-how-world-reacts>>

⁷¹ Schmitt et al., *op.cit.*(56)

⁷² Weller, *op.cit.*(46)

⁷³ 「覇権回復へ米「強権」／正当化できる論拠 全くない (米プリンストン大客員教授 ケネス・ロス氏) 『朝日新聞』2026.1.4; 「識者「国際法違反」と指摘 米、強める覇権主義」 『毎日新聞』2026.1.5; 「米の国際法違反は明確 武力行使伴う内政干渉・主権侵害」 『東京新聞』2026.1.8; Gwyneth K. Shaw, “U.S. Flouted ‘Central Rule of International Law’ with Venezuela Raid to Arrest Maduro, Professor Saira Mohamed Says,” 01/20/2026. University of California Berkeley Law website <<https://www.law.berkeley.edu/article/professor-saira-mohamed-international-law-nicolas-maduro-v-venezuela-united-nations/>>; 「重ねた「例外」 国際法軽視の「先例」に 西平等・関西大学教授 (国際法) に聞く」 『朝日新聞』2026.1.21; 「人類の危機 国際社会の団結必要 オーナ・ハサウェイさん (国際法学者、次期米国際法学会会長)」 『朝日新聞』2026.2.7; Uriburu and Arato, *op.cit.*(57); Keitner, *op.cit.*(64)ほか

⁷⁴ 「国連憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言 (友好関係原則宣言)」は、1970年10月24日、第25回国連総会本会議において、コンセンサスにより国連総会決議の形で採択された (上原有紀子「国際法の観点から見た人権と制裁をめぐる議論—国連総会での一方的強制措置等に関する議論を中心に—」 『レファレンス』855号, 2022.3, pp.70-71. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12186746>>) 。

⁷⁵ 森肇志「武力行使」黒崎将広ほか『防衛実務国際法 第2版』弘文堂, 2026, pp.218-228.

⁷⁶ 同上, pp.261-265; 岩沢 前掲注(58), pp.698-700.

4 国際武力紛争の存否

米国の説明では、「ベネズエラ又はその国民に対する戦争は存在しない」という（I 2(2)(ii)）。

III1-3 で紹介したシュミット・英レディング大学教授らは、米国の作戦は米国とベネズエラの間「国際武力紛争」を引き起こしたと述べている⁷⁷。III3 で参照したディル英オックスフォード大学教授も、「米国当局はこれを法執行活動と位置付けたが、米国が当時ベネズエラとの国際的な武力紛争を開始したという事実は変わらない。」と指摘している⁷⁸。国家間に敵対行為がある場合、一方が正式にその存在を認めていなくても国際武力紛争が存在することになるため（1949年ジュネーブ諸条約⁷⁹共通第2条及び慣習国際法）、米国が作戦をどのように表現するかに影響されず、1949年ジュネーブ諸条約を含む武力紛争法が適用される⁸⁰。武力紛争法とは、武力紛争下での戦闘の手法を律する法（ユス・イン・ベロ：jus in bello）であり⁸¹、戦闘の手段と方法の制限を目指した国際法規則の総体を指す一方、III3 で述べた武力行使禁止原則は、武力行使の正否を律する法（ユス・アド・ベルム：jus ad bellum）の中心に置かれており、これらの二つの法体系は相互に独立して存在している⁸²。

5 不干涉義務

トランプ大統領は、安全で適切な政権移行が実現するまで米国がベネズエラを監視する等と述べたとされる（I 2(1)）。ベネズエラ国内の資源配分にも言及がなされた（I 2(2)(ii)）。

III2 で参照した、カイトナー・米カリフォルニア大学デービス校教授は、国際法が他国の国内事項及び対外事項への干渉を禁じているのは、まさに干渉が悪用の危険性及び隠された動機を伴うためであるところ、米国は、自国の軍事力と経済力の優位性が、国際法に違反して一方的な行動をとることを可能にしていると考えているようである等と述べている⁸³。III1 で紹介したワイナー・米スタンフォード大学上級講師は、2026年1月8日に配信された同大学ロースクールのウェブサイト上の音声コンテンツ「スタンフォード・リーガル」で、「トランプ米大統領が、ベネズエラのデルシー・[ロドリゲス]（Delcy [Rodriguez]）副大統領は米国にもっと協力するだろう、もし協力しなければ、今起きていることよりも事態は悪化するだろうと発言しているのを耳にした」が、これは明らかに威嚇であろうとの認識を示すとともに、国際法は武力行使のみならず武力による威嚇も禁じており、ベネズエラの内政への圧力のかけ方は、他国の国内事項への干渉を禁止する境界線を越えることになり得る等と指摘している⁸⁴。

国は他国の①国内管轄事項に②干渉してはならない。この不干涉義務（non-intervention）は友

⁷⁷ Schmitt et al., *op.cit.*(56)

⁷⁸ Dill, *op.cit.*(70)

⁷⁹ Geneva Conventions (I-IV) of 12 August 1949, 75 UNTS 31; 75 UNTS 85; 75 UNTS 135; 75 UNTS 287. 1950年10月21日効力発生。日本は1953年4月21日加入、同年10月21日効力発生（第一条約（昭和28年条約第23号）、第二条約（昭和28年条約第24号）、第三条約（昭和28年条約第25号）、第四条約（昭和28年条約第26号））。

⁸⁰ Schmitt et al., *op.cit.*(56)

⁸¹ 国際人道法という用語も1970年代以降、広く用いられている（岩沢 前掲注(58), pp.725-726）。

⁸² ユス・イン・ベロとユス・アド・ベルムの対比及びそれぞれの解説としては次を参照。松山健二「他国軍隊の敵対行為への支援の国際法上の評価」『レファレンス』783号, 2016.4, pp.39-41. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9957298>>

⁸³ Keitner, *op.cit.*(64)

⁸⁴ Allen Weiner, “Flexing U.S. Power in Venezuela,” January 8, 2025. Stanford Law School website <<https://law.stanford.edu/stanford-legal/flexing-u-s-power-in-venezuela/>>（音声コンテンツとともにテキストも公開されている。）

好関係原則宣言にも掲げられており、国の基本的義務の一つであるとされる⁸⁵。①は国が自由に処理、決定できる事項（政治・経済体制、関税、出入国管理など）であり、国内事項のみならず対外事項（関税、出入国管理など）も国内管轄事項になり得る。②は、通説では命令的（dictatorial）介入であり、武力行使や武力による威嚇を伴う介入が典型であるとされている。

6 まとめ

Ⅲ1-5 の各論点については、国際法上、米国の説明を肯定する立場からの見解は見当たらなかった。なお、Ⅲ1-5 で参照した論者による総括的な見解は次のとおりである。

ウェラー・英チャタムハウス国際法担当部長は、「今回の出来事は、20世紀の世界大戦の惨禍の後に合意された、国は武力行使により法的主張や政治的要求を強いてはならないという原則に対する国際的な信頼を更に損なうものである。」と総括した上で、「違法行為が法の支配を損なう先例となるのを防ぐには、他の国々や国際機関が、当該行為を法の違反として認識し、非難する必要がある。国連事務総長は、今回の件は国際法のルールに違反していると直ちに指摘し、「危険な先例」⁸⁶と呼んだ。」等と述べている⁸⁷。国際法を守る規範意識の醸成には明確な法的評価が重要であるといった見解はほかにも複数示されている⁸⁸。

また、ワイナー・米スタンフォード大学上級講師は、米国による「ベネズエラに対する違法な武力行使」への最初の制約又は抑制の手段は、国際的な政治・外交による圧力であろうと指摘しながらも、各国がどの程度進んで米国に対峙（たいじ）するかといえば実際には限界があるであろうとの認識を示し、国際社会がいかに対応するかを見守っていく等と述べている⁸⁹。

おわりに

本稿では、2026年1月3日のマドゥロ大統領の拘束に至る主な経緯と米国の説明（Ⅰ）、国際社会の反応（Ⅱ）、国際法上の主な論点（Ⅲ）を概観してきた。国際社会の反応では見解が分かれたが、本稿で扱う国際法上の論点に関する国際法学者の見解では、米国の説明を肯定する立場からの見解は見当たらなかった。

なお、本稿は、マドゥロ大統領の拘束と米国の軍事作戦に主眼を置き、軍事作戦後の比較的早い時点までに示された米国による説明を国際法上の主な論点から確認する構成としたため、軍事作戦に関連するものの触れなかった情報⁹⁰もある。今後の動向にも注目したい。

⁸⁵ 不干渉義務については次を参照。岩沢 前掲注(58), pp.163-170. (なお、上原 前掲注(74), pp.69-70 に簡潔な説明を含む。)

⁸⁶ “US actions in Venezuela ‘constitute a dangerous precedent’: Guterres,” 3 January 2026. UN News website <<https://news.un.org/en/story/2026/01/1166698>>

⁸⁷ Weller, *op.cit.*(46)

⁸⁸ 『朝日新聞』前掲注(55); Dill, *op.cit.*(70); Shaw, *op.cit.*(73); 『朝日新聞』2026.1.21, 前掲注(73); 『朝日新聞』2026.2.7, 前掲注(73)

⁸⁹ Weiner, *op.cit.*(84)

⁹⁰ 例えば、ベネズエラ側の死傷者について、米州機構（OAS）の主要かつ自治的な機関であり、米州地域における人権の遵守と擁護を促進するマンデートを有する米州人権委員会（Inter-American Commission on Human Rights: IACHR）は、報道に基づく、公式に確認されていない数として、武力による奇襲を受けたベネズエラ側でキューバ人警備員32人を含む少なくとも75人が死亡し、負傷者数は不明である等と伝えている（“IACHR expresses concern over armed incursion in Venezuela, calls for respect for international law, and the end of repression,” January 13, 2026. IACHR website <https://www.oas.org/en/IACHR/jsForm/?File=/en/iachr/media_center/PReleases/2026/007.asp&utm_content=country-ven&utm_term=class-mon>）。